

障がい者のための「職業訓練」 インターンシップコース受け入れ事業所募集

障がい者の雇用を検討されている事業所の皆様へ

障がい者対象委託訓練事業

「インターンシップコース」をご活用ください！

- ◆インターンシップコースとは
 - ・インターンシップコースは、事業所を訓練会場としたOJTによる職業訓練です。
 - ・業務スキル習得の状況を確認したうえで、採用をご検討いただきます。
- ◆活用のメリット
 - ・採用前に、求職者のスキルや特性が、業務にあっているかの見極めが可能です。
 - ・訓練中の指導を通じて、障がい者雇用について、知識・指導のノウハウが蓄積できます。

対象 事業所

障がい者の雇用を検討して
いる事業所

委託料

訓練受講生1人1カ月あたり
中小企業等…9.6万円(外税)
その他……………6.4万円(外税)
訓練終了後にお支払いします

受講 対象者

公共職業安定所(ハローワー
ク)に求職申込を行っている
障がいのある方

インターンシップコースのご利用には、『**事業所登録**』が必要です。

インターンシップコースの流れ（例）



※1 マッチングでは、受講希望者と面談し、受講の可否を決定します。

※2 訓練中は、山形県が労災に加入します。また、関係機関(本校・ハローワーク等)が連携してサポートいたします。

※3 引き続き他の支援制度が活用できる場合があります。(裏面参照)

【インターンシップコース受け入れ事業所の募集】

募集事業所	障がい者の雇用を考えている事業所
訓練期間	概ね1か月～3か月 1か月60時間以上の訓練となります。
訓練内容	実際の業務に合わせたカリキュラムにより行います。
受講者の決定	障がいがあり、就業を希望する方。 ※ 事業所とのマッチング(説明の上面談等を行います)により受講者を決定します。
委託料	受講者1人1月あたり 96,000円(外税) を上限とし、委託料が支給されます。 ※中小企業等以外である場合は、 64,000円(外税)
事業所登録方法	所定の様式「インターンシップコース登録書(Excel版/PDF版)」に必要事項をご記入の上、メール・郵送・FAX等にて下記宛お送りください。登録書は、下記宛ご請求いただくか、ホームページからダウンロードしてください。

【問合せ先】

<内陸地区> 山形県立山形職業能力開発専門学校 〒990-2473 山形市松栄2-2-1 TEL: 023-644-9227
ホームページ: <https://www.yamagatanoukai.jp>
募集チラシ・登録書のダウンロード提出先: <https://skillup.yamagatanoukai.jp/handy/#06>

<庄内地区> 山形県立庄内職業能力開発センター 〒998-0102 酒田市京田3-57-4 TEL: 0234-31-2700



障がい者雇用に関する支援・助成制度

(インターンシップコースによる職業訓練は、他の支援、助成制度との組み合わせが可能な場合があります)

インターンシップコース

期 間：1か月～3か月
時 間：1か月60時間以上の訓練
実施主体：山形県立山形職業能力開発専門校 又は 山形県立庄内職業能力開発センター

ジョブコーチによる支援を受けることもできます。

障がい者トライアル雇用

期 間：原則3ヶ月
時 間：週20時間以上
実施主体：公共職業安定所

職場適応訓練

期 間：6か月以内
実施主体：県庁
雇用・産業人材育成課
T E L：023-630-2711

特定求職者雇用開発助成金

期 間：1年～3年
実施主体：公共職業安定所

注) 実施主体が公共職業安定所である制度において、明らかに職業紹介の前から対象労働者の採用が決定していると判断できる場合には助成対象外となります。

公共職業安定所（ハローワーク）	窓口機関	郵便番号	住所	電話番号
	山形公共職業安定所	990-0813	山形市桧町2-6-13	023-684-1521
	米沢公共職業安定所	992-0012	米沢市金池3-1-39	0238-22-8155
	酒田公共職業安定所	998-8555	酒田市上安田1-6-6	0234-27-3111
	鶴岡公共職業安定所	997-0013	鶴岡市道形町1-13	0235-25-2501
	新庄公共職業安定所	996-0011	新庄市東谷地田町6-4	0233-22-8609
	長井公共職業安定所	993-0051	長井市幸町15-5	0238-84-8609
	村山公共職業安定所	995-0034	村山市楯岡五日町14-30	0237-55-8609
	寒河江公共職業安定所	991-8505	寒河江市大字西根字石川西340	0237-86-4221